

令和 7 年 6 月 1 6 日

株式会社フォレストウェルに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、令和 7 年 6 月 1 3 日、株式会社フォレストウェルに対し、同社が供給する「j. ^{ジェイエア}air」と称する商品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社フォレストウェル（以下「フォレストウェル」という。）
（法人番号 5020001125970）
所 在 地 横浜市鶴見区市場大和町 1 0 - 1 4
代 表 者 代表取締役 森井 隆平
設立年月 平成 3 0 年 4 月
資 本 金 4 0 0 万円（令和 7 年 6 月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「j. ^{ジェイエア}air」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

- (ア) 本件商品に係る自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）
- (イ) 自社ウェブサイトに掲載された「世界を活きた空気にする」と題する動画

イ 課徴金対象行為をした期間

令和 5 年 2 月 8 日から同年 7 月 4 日までの間

ウ 表示内容（表示例：別紙）

例えば、令和 5 年 2 月 8 日から同年 4 月 1 9 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「まるで森の中にいるような、思わず深呼吸したくなる空気。j. ^{ジェイエア}airはそんな新鮮な空気をめざしました。 j. ^{ジェイエア}airにはフィルターやファンがありません。独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。 空気の汚れを吸い込んでキレイにする空気清浄機とは一線を画し、除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮

する『空間清浄器』として、j . a i r が世の中の空気を変えていきます。」等と表示するなど、**別表**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を室内に設置すれば、本件商品によって発生するマイナスイオン及びオゾンの作用により、25畳までの室内空間において、浮遊する塵やアレルギー物質を強力に集塵・除塵する効果、ウイルスを抑制し、菌を除去する効果及び悪臭の素を分解し消臭する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、フォレストウェルに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、フォレストウェルから資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) 課徴金対象期間

令和5年2月8日から同年12月27日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

フォレストウェルは、本件商品について、前記(2)ウの表示に係る裏付けとする資料が、客観的に実証された内容のものであるか、また、実証された内容が表示された効果と適切に対応しているかについての十分な検証を行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

フォレストウェルは、令和8年1月14日までに、171万円を支払わなければならない。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9239

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別表

表示期間	表示媒体	表示内容
令和5年2月8日から同年4月19日までの間	自社ウェブサイト	・「まるで森の中にいるような、思わず深呼吸したくなる空気。j. a i rはそんな新鮮な空気をめざしました。 j. a i rにはフィルターやファンがありません。独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。空気の汚れを吸い込んでキレイにする空気清浄機とは一線を画し、除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮する『空間清浄器』として、j. a i rが世の中の空気を変えていきます。」、「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。 ▶PRODUCT」、「PERFORMANCE j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。 ▶詳しくはこちら」及び「MOVIE 屋内の空気は外気の空気の10倍近くも汚れていることをご存知でしょうか？ このムービーではj. a i r独自のイオン電極が空間にもたらす3つの効果についてご覧いただけます。 ▶詳しくはこちら」 ・「SPEC」、「推奨使用面積 ～25畳」及び「マイナスイオン量 1000万個/cc以上」 ・「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。」、「除塵」、「除菌」及び「脱臭」 ・「大量のマイナスイオンによる化学分解で、室内に浮遊する塵やアレルギー物質とされる花粉、PM2.5などを強力に集塵します。」、「タバコ粉塵に対する

表示期間	表示媒体	表示内容
		除去性能」との記載と共に、タバコ粉塵が98.9%除去されたことを示すグラフ、「花粉に対する除去性能」との記載と共に、花粉が93%除去されたことを示すグラフ及び「<集塵の仕組み> ●浮遊している塵に対しては、マイナスイオンでマイナスに帯電させます。 ●床や壁はプラスに帯電していますので、マイナスに帯電された塵は床や壁にくっつきます。 ●一度、床や壁についた塵はマイナスに帯電されているため、J. a i r を稼働させている間は、再度舞い上がることはありません。」 ・「空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。 その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。」、「菌Aに対する除去性能」との記載と共に、菌Aが99.9%除去されたことを示すグラフ、「菌Bに対する除去性能」との記載と共に、菌Bの数値が低減されたことを示すグラフ、「ウイルスCに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスCが99.9%除去されたことを示すグラフ及び「ウイルスDに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスDが99.9%除去されたことを示すグラフ ・「オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により分解し消臭します。」、「硫化水素に対する除去性能」との記載と共に、硫化水素臭気が99.9%除去されたことを示すグラフ、「アンモニアに対する除去性能」との記載と共に、アンモニア臭気が82%除去されたことを示すグラフ、「<脱臭に対するオゾン効果一覧表>」、「●消臭 トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、嫌な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。 これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常に速いため、オゾンの強い酸化力により

表示期間	表示媒体	表示内容
		分子レベルで分解され消臭します。 また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染みついた臭いの除去にも効果があります。」及び「●シックハウス症候群 シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンによりギ酸と酸素に分解されます。 ギ酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。」 (別紙)
	自社ウェブサイトに掲載された「世界を生きた空気にする」と題する動画	・「j. a i r」は、独自のイオン電極が、大量のマイナスイオンと微量のオゾンが発生させることにより空間に3つの効果をもたらします。」との文字の映像及び音声、「j. a i r」、「除塵」、「除菌」及び「脱臭」との文字の映像 ・「除塵」及び「マイナスイオンが室内に浮遊する、チリやホコリ、アレルギー物質とされる花粉、PM2.5などの有害微粒子を0.001ミクロンまで強力に除塵します。」との文字の映像及び音声、「<タバコ粉塵除去性能>」との文字の映像と共に、タバコ粉塵が98.9%除去されたことを示すグラフの映像及び「<花粉除去性能>」との文字の映像と共に、花粉が93%除去されたことを示すグラフの映像 ・「除菌」及び「浮遊菌や付着菌、黄色ブドウ球菌、カビ菌など、各種細菌を短時間で除菌します。マイナスイオンとオゾンの併用により、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が10倍になることがわかりました。」との文字の映像及び音声、「除菌に対するオゾン効果一覧表」、「食中毒菌の除菌 大腸菌・セレウス菌・サルモネラ菌・腸炎ビブリオなどの除菌」、「インフルエンザウイルスの除菌 風邪やインフルエンザの原因であるウイルスを除菌する効果があります。オゾンが発生させることにより空気中のウイルスの増殖が抑えられます。 新型インフルエンザ対しても効果が期待できます。 H1N1型インフルエンザウイ

表示期間	表示媒体	表示内容
		ルスが不活性化されることが証明されています。」、 「院内感染の予防 MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などの黄色ブドウ球菌の除菌」、「O-157や新型肺炎（SARS） オゾンは、空気中に漂う浮遊菌や落下菌を除菌することができます。よって、病原性大腸菌（O-157）や新型肺炎（SARS）に対しても、有効な除菌効果および感染予防が期待できます。」、「カビの防止 床、壁、浴室などに発生、付着するカビに対しても、オゾンの強力な除菌力でカビ菌を死滅させ防カビ効果を発揮します。 また、ヌメリや黒ずみも抑えることができます。」との文字の映像、「＜ブドウ球菌に対する除去性能＞」との文字の映像と共に、ブドウ球菌が99.9%除菌されたことを示すグラフの映像及び「＜ホルムアルデヒドに対する除去性能＞」との文字の映像と共に、ホルムアルデヒドが99.9%除去されたことを示すグラフの映像・「脱臭」及び「オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により、分子レベルで分解し消臭します。」との文字の映像及び音声、「脱臭に対するオゾン効果一覧表」、「消臭 トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、嫌な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常に速いため、オゾンの強い酸化力により分子レベルで分解され消臭します。 また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染みついた臭いの除去にも効果があります。」、「シックハウス症候群 シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンによりギ酸と酸素に分解されます。 ギ酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。」との文字の映像、「＜硫化水素除去性能＞」との文字の映像

表示期間	表示媒体	表示内容
		と共に、硫化水素臭気が99.9%除去されたことを示すグラフの映像及び「＜アンモニア除去性能＞」との文字の映像と共に、アンモニア臭気が82%除去されたことを示すグラフの映像 ・「大量のマイナスイオンと微量のオゾンが発生させ除塵、除菌、脱臭 あなたの空間を深呼吸できる空気に変えていきます。」との文字の映像及び音声
令和5年4月20日から同年7月4日までの間	自社ウェブサイト	・「まるで森の中にいるような、思わず深呼吸したくなる空気。j. a i rはそんな新鮮な空気をめざしました。 j. a i rにはフィルターやファンがありません。独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。空気の汚れを吸い込んでキレイにする空気清浄機とは一線を画し、除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮する『空間清浄器』として、j. a i rが世の中の空気を変えていきます。」「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。 ▶PRODUCT」及び「PERFORMANCE j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。 ▶詳しくはこちら」 ・「SPEC」、「推奨使用面積 ～25畳」及び「マイナスイオン量 1000万個/cc以上」 ・「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。」「除塵」、「除菌」及び「脱臭」

表示期間	表示媒体	表示内容
		・「大量のマイナスイオンによる化学分解で、室内に浮遊する塵やアレルギー物質とされる花粉、PM2.5などを強力に集塵します。」、「タバコ粉塵に対する除去性能」との記載と共に、タバコ粉塵が98.9%除去されたことを示すグラフ、「花粉に対する除去性能」との記載と共に、花粉が93%除去されたことを示すグラフ及び「＜集塵の仕組み＞ ●浮遊している塵に対しては、マイナスイオンでマイナスに帯電させます。 ●床や壁はプラスに帯電していますので、マイナスに帯電された塵は床や壁にくっつきます。 ●一度、床や壁についた塵はマイナスに帯電されているため、J. a i rを稼働させている間は、再度舞い上がることはありません。」 ・「空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。 その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。」、「菌Aに対する除去性能」との記載と共に、菌Aが99.9%除去されたことを示すグラフ、「菌Bに対する除去性能」との記載と共に、菌Bの数値が低減されたことを示すグラフ、「ウイルスCに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスCが99.9%除去されたことを示すグラフ及び「ウイルスDに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスDが99.9%除去されたことを示すグラフ ・「オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により分解し消臭します。」、「硫化水素に対する除去性能」との記載と共に、硫化水素臭気が99.9%除去されたことを示すグラフ、「アンモニアに対する除去性能」との記載と共に、アンモニア臭気が82%除去されたことを示すグラフ、「＜脱臭に対するオゾン効果一覧表＞」、「●消臭 トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、嫌な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫

表示期間	表示媒体	表示内容
		化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。 これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常に速いため、オゾンの強い酸化力により分子レベルで分解され消臭します。 また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染みついた臭いの除去にも効果があります。」及び「●シックハウス症候群 シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンによりギ酸と酸素に分解されます。 ギ酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。」

j.airは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンを生み出し、空気中の塵や煙、二酸化炭素を積極的に捕らえ、さらに動的な浮遊粒子などを電気力で分解します。除菌・除臭・脱色・脱脂効果も期待できます。

▶ PRODUCT



PERFORMANCE

α,ωは独自のイオン電極により大量の高濃度マイ
ナススイオンと微量のオゾンを生ぜず、
空気中の塵や煙、二酸化炭素を積極的に捕らえる
高活性的な空気を生産。結露・結霜・脱臭性能を高
次元で発揮します。

- MOVIE

室内の空気は外気の空気の10倍近くも汚れている
 ことをご存知でしょうか？
 このムービーでは、air 独自のイオン電極が空間に
 もたらす3つの効果についてご覧いただけます。

- CASE STUDIES

「一般的な学芸会や学校劇に比べて圧倒的にコンパクトだから、設置場所にも拘らず移動させるのもラク」

SPEC

推奨使用面積	~25畳
除塵方式	イオン方式
放電方法	コロナ放電
マイナスイオン量	1000万個/cc以上
オゾン濃度	0.03ppm (環境値以下)
電源・電圧	AC100V~240V 50/60Hz
消費電力	8w
寸法	高125mm x 幅125mm x 奥行125mm 1300 g
本体材質	イオン電極チタン 他ステンレス
カバー材質	木材



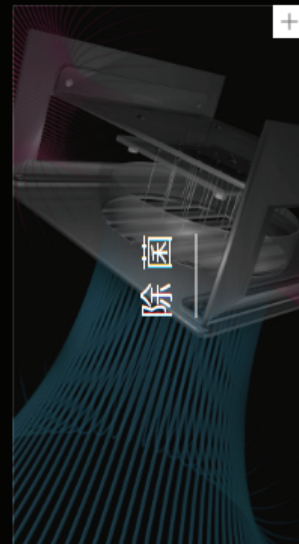
→ j.air online store JP

PERFORMANCE SIZE CLEANING MOVIE CASE STUDIES SPEC CONTACT

j.airは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、
空気中の塵や菌、二オイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。



MORE



MORE



MORE

ご購入へ
online store



<https://jair.jp/product/#product-movie>

大量のマイナスイオンによる化学分解で、室内に浮遊する塵やアレルギー物質とされる花粉、PM2.5などを強力に集塵します。

※データは実使用空間での実証効果ではありません。また、すべての菌やウイルス、臭いに効果があるわけではありません。

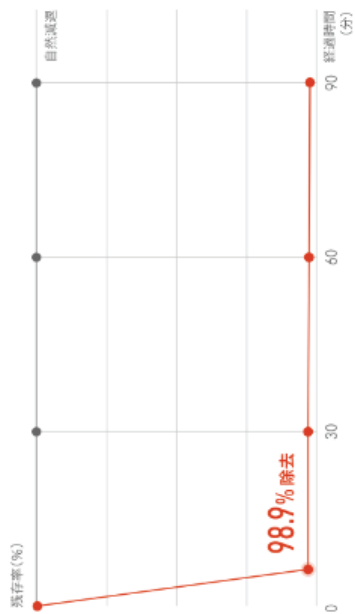
タバコ粉塵に対する除去性能



花粉に対する除去性能



＜タバコ粉塵に対する除去性能＞



※試験：フォレストウェル社内



J. Qir online store

JP



PERFORMANCE SIZE CLEANING MOVIE CASE STUDIES SPEC CONTACT

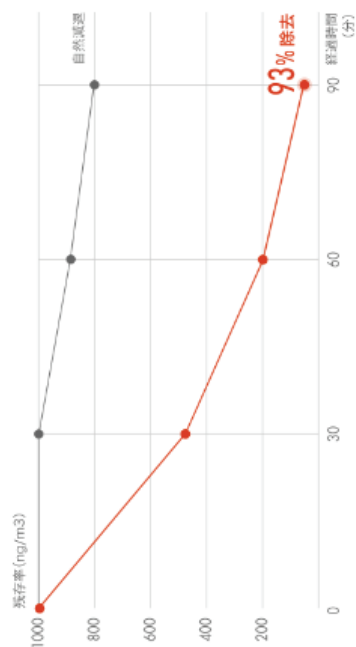
タバコ粉塵に対する除去性能



花粉に対する除去性能



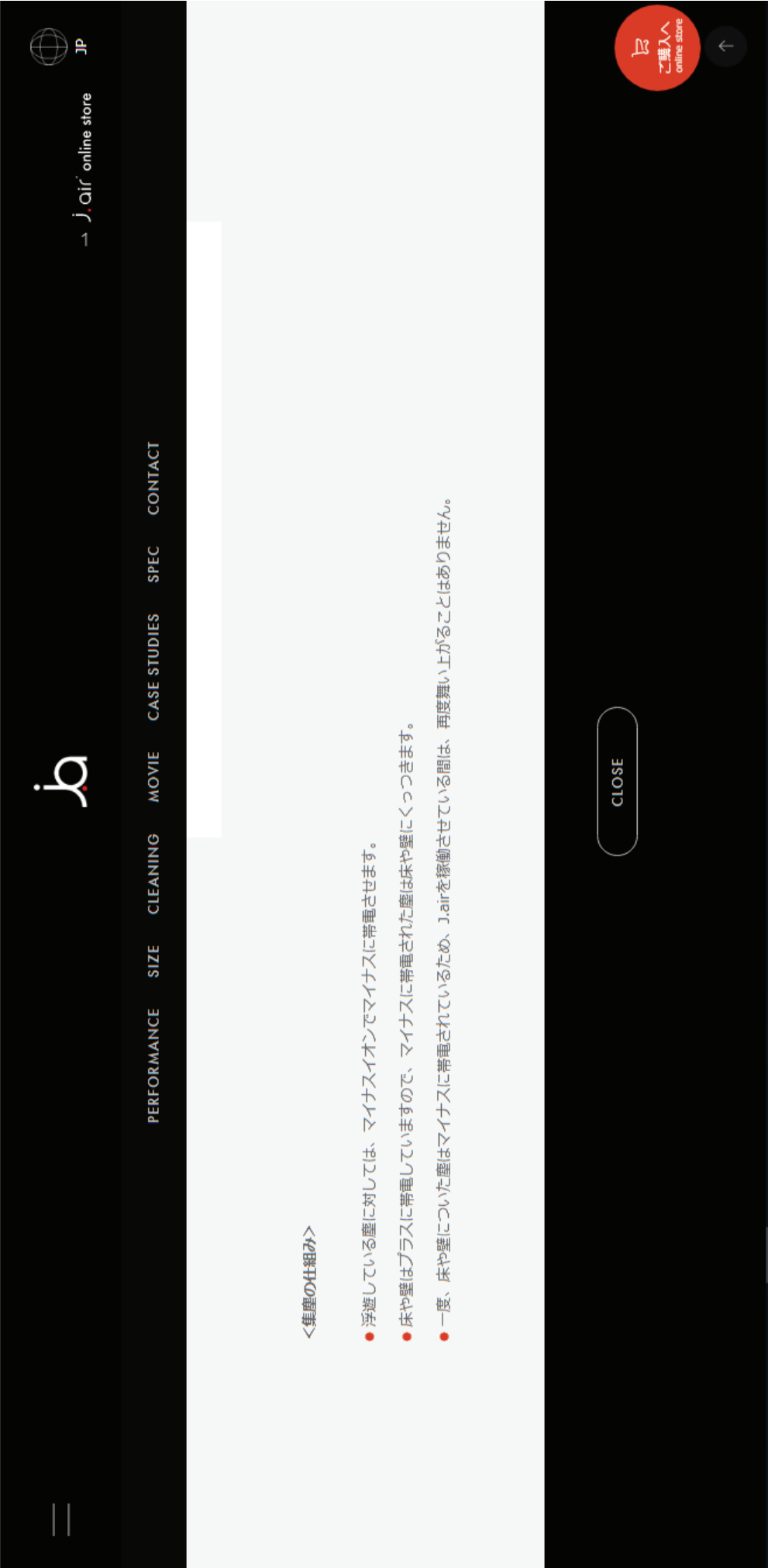
＜花粉に対する除去性能＞



※試験：一般社団法人日本食品分析センター

＜集塵の仕組み＞





<集塵の仕組み>

- 浮遊している塵に対しては、マイナスイオンでマイナスに帯電させます。
- 床や壁はプラスに帯電していますので、マイナスに帯電された塵は床や壁にくっきます。
- 一度、床や壁についた塵はマイナスに帯電されているため、J.airを稼働させている間は、再度舞い上がることはありません。

CLOSE



→ j.QiR online store



PERFORMANCE SIZE CLEANING MOVIE CASE STUDIES SPEC CONTACT

空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。

その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。

※データは実使用空間での実証効果ではありません。また、すべての菌やウイルス、臭いに効果があるわけではありません。

菌Aに対する除去性能



菌Bに対する除去性能



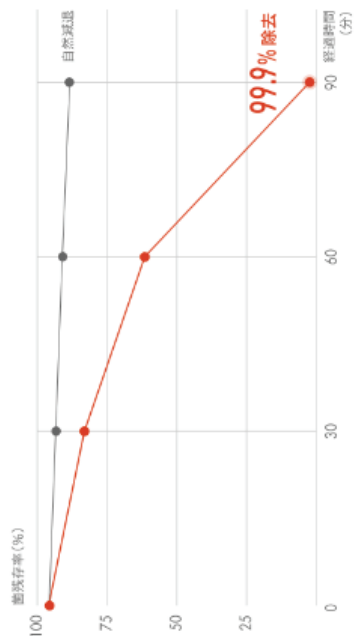
ウイルスCに対する除去性能



ウイルスDに対する除去性能



＜菌Aに対する除去性能＞



※試験：一般社団法人日本食品分析センター

ご購入へ
online store



空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。

その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。

※データは実使用空間での実証効果ではありません。また、すべての菌やウイルス、臭いにも効果があるわけではありません。

菌Aに対する除去性能



菌Bに対する除去性能



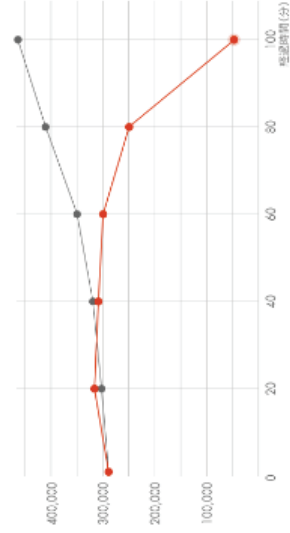
ウイルスCに対する除去性能



ウイルスDに対する除去性能



＜菌Bに対する除去性能＞



※試験：一般社団法人日本食品分析センター

空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。

その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使った時と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。

※データは実使用空間での実証効果ではありません。また、すべての菌やウイルス、臭いに効果があるわけではありません。

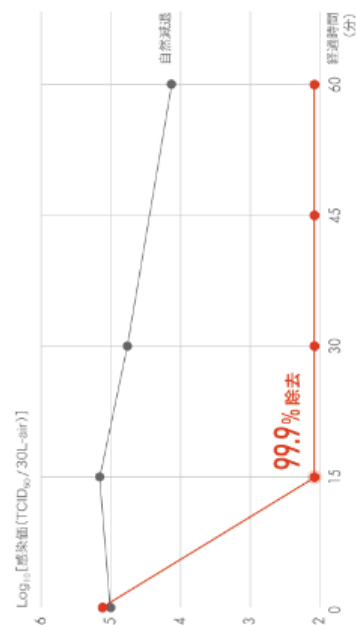
菌Aに対する除去性能

菌Bに対する除去性能

ウイルスCに対する除去性能

ウイルスSDに対する除去性能

＜ウイルスDに対する除去性能＞



※試験：一般社団法人北里環境科学センター

jp

online store

jp

online store

PERFORMANCE

SIZE

CLEANING

MOVIE

CASE STUDIES

SPEC

CONTACT

硫化水素に対する除去性能

>

アンモニアに対する除去性能

>

オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により分解し消臭します。

※データは実使用空間での実証効果ではありません。また、すべての菌やウイルス、臭いに効果があるわけではありません。

<硫化水素に対する除去性能>

臭気濃度 (%)

経過時間 (分)

100

75

50

25

0

自然減退

99.9% 除去

※試験：一般社団法人日本食品分析センター

ご購入へ

online store

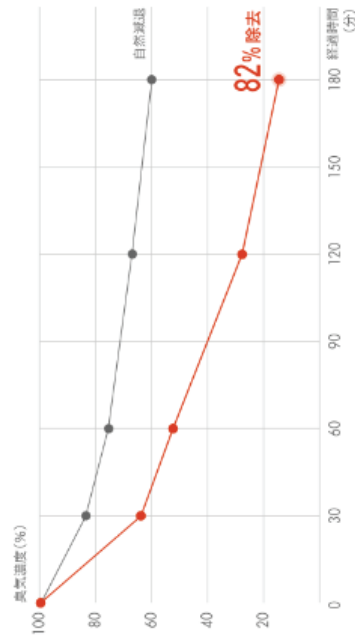
硫化水素に対する除去性能



アンモニアに対する除去性能



<アンモニアに対する除去性能>



※試験：一般社団法人日本食品分析センター



J-Qiir online store JP



PERFORMANCE SIZE CLEANING MOVIE CASE STUDIES SPEC CONTACT

<脱臭に対するオゾン効果一覧表>

● 消臭

トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、様々な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。

これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常に速いため、オゾンの強い酸化力により分子レベルで分解され消臭します。

また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染み付いた臭いの除去にも効果があります。

● シックハウス症候群

シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンにより半酸と醛素に分解されます。

半酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。

ご購入へ
online store



CLOSE

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の

政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。
- 4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。
- 5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の四・五」とする。
- 6 前項に規定する「基準日」とは、同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、次に掲げる行為が行われた日のうち最も早い日をいう。
- 一 報告徴収等（第二十五条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。）
 - 二 第三項の規定による資料の提出の求め
 - 三 第十五条第一項の規定による通知

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同条第一項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであつて、金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの（以下この項において「金銭以外の支払手段」という。）を含む。以下この条及び次条第二項において同じ。）を交付する措置（金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、当該金銭以外の支払手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実施予定返金措置の内容及び実施期間

二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあっては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 （略）

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

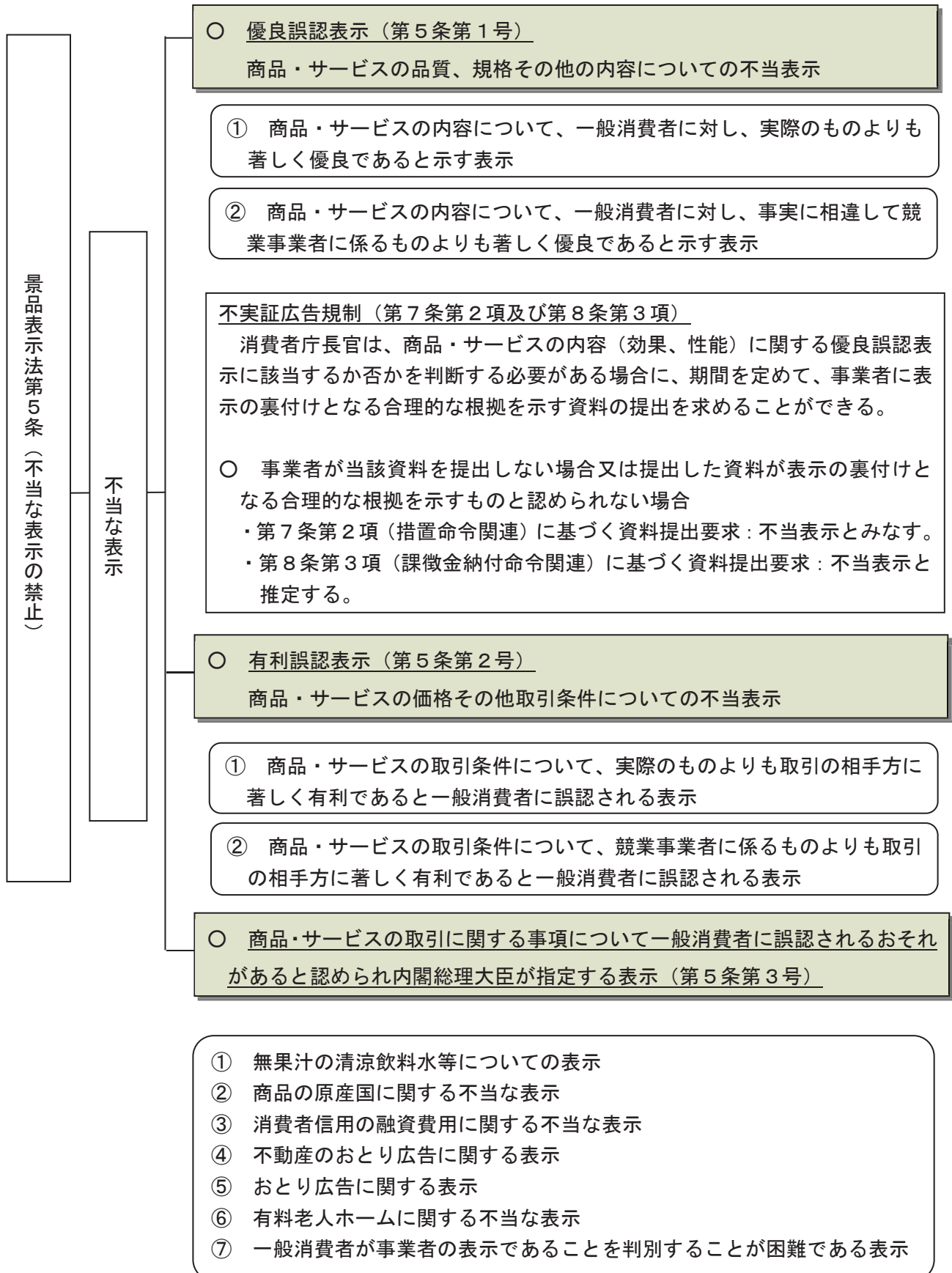
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる※。

※基準日（報告の徴収などが行われた日のうち最も早い日）から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた場合は、4.5%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭（金銭以外の支払手段を含む。）を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告



賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

消表対第1076号
令和7年6月13日

株式会社フォレストウェル
代表取締役 森井 隆平 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「j. a i r」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社フォレストウェル（以下「フォレストウェル」という。）は、課徴金として金171万円を令和8年1月14日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、フォレストウェルが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、景品表示法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ア) フォレストウェルが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和5年2月8日から同年7月4日までの間である。

イ(イ) 本件商品について、フォレストウェルが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する令和6年1月4日までの間に最後に取引をした日

は、令和5年12月27日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和5年2月8日から同年12月27日までの間である。

エ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るフォレストウェルの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、5705万9323円である。

エ フォレストウェルは、本件商品について、別紙中の4(1)記載の表示に係る裏付けとする資料が、客観的に実証された内容のものであるか、また、実証された内容が表示された効果と適切に対応しているかについての十分な検証を行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、フォレストウェルが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した171万円である。

よって、フォレストウェルに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実、次のとおりである。

- 1 株式会社フォレストウェル（以下「フォレストウェル」という。）は、横浜市鶴見区市場大和町10-14に本店を置き、空気清浄機の製造、販売等を営む事業者である。
- 2 フォレストウェルは、「j. a i r」と称する商品（以下「本件商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- 3 フォレストウェルは、本件商品に係る自社ウェブサイト（[<https://jair.jp>]以下「自社ウェブサイト」という。）及び自社ウェブサイトに掲載された「世界を活きた空気にする」と題する動画の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) フォレストウェルは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和5年2月8日から同年4月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「まるで森の中にいるような、思わず深呼吸したくなる空気。j. a i rはそんな新鮮な空気をめざしました。 j. a i rにはフィルターやファンがありません。独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。 空気の汚れを吸い込んでキレイにする空気清浄機とは一線を画し、除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮する『空間清浄器』として、j. a i rが世の中の空気を変えていきます。」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を室内に設置すれば、本件商品によって発生するマイナスイオン及びオゾンの作用により、25畳までの室内空間において、浮遊する塵やアレルギー物質を強力に集塵・除塵する効果、ウイルスを抑制し、菌を除去する効果及び悪臭の素を分解し消臭する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、フォレストウェルに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、フォレストウェルは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

表示期間	表示媒体	表示内容
令和5年 2月8日 から同年 4月19 日までの 間	自社ウェブ サイト	・「まるで森の中にいるような、思わず深呼吸したくなる空気。j. a i rはそんな新鮮な空気をめざしました。j. a i rにはフィルターやファンがありません。独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンを発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。空気の汚れを吸い込んでキレイにする空気清浄機とは一線を画し、除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮する『空間清浄器』として、j. a i rが世の中の空気を変えていきます。」、「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンを発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。▶PRODUCT」、「PERFORMANCE j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンを発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。▶詳しくはこちら」及び「MOVIE 屋内の空気は外気の空気の10倍近くも汚れていることをご存知でしょうか？ このムービーではj. a i r独自のイオン電極が空間にもたらす3つの効果についてご覧いただけます。▶詳しくはこちら」 ・「SPEC」、「推奨使用面積 ～25畳」及び「マイナスイオン量 1000万個/cc以上」 ・「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンを発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。」、「除塵」、「除菌」及び「脱臭」 ・「大量のマイナスイオンによる化学分解で、室内に浮遊する塵やアレルギー物質とされる花粉、PM2.5などを強力に集塵します。」、「タバコ粉塵に対する除去性能」との記載と共に、タバコ粉塵が98.9%除去されたことを示すグラフ、「花粉に対する除去性能」との記載と共に、花粉が93%除去されたことを示すグラフ及び「<集塵の仕組み> ●浮遊している塵に対しては、マイナスイオンでマイナスに帯電させます。

表示期間	表示媒体	表示内容
		●床や壁はプラスに帯電していますので、マイナスに帯電された塵は床や壁にくっつきます。 ●一度、床や壁についた塵はマイナスに帯電されているため、J. a i rを稼働させている間は、再度舞い上がることはありません。」 ・「空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。 その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使用时と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。」、「菌Aに対する除去性能」との記載と共に、菌Aが99.9%除去されたことを示すグラフ、「菌Bに対する除去性能」との記載と共に、菌Bの数値が低減されたことを示すグラフ、「ウイルスCに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスCが99.9%除去されたことを示すグラフ及び「ウイルスDに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスDが99.9%除去されたことを示すグラフ ・「オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により分解し消臭します。」、「硫化水素に対する除去性能」との記載と共に、硫化水素臭気が99.9%除去されたことを示すグラフ、「アンモニアに対する除去性能」との記載と共に、アンモニア臭気が82%除去されたことを示すグラフ、「＜脱臭に対するオゾン効果一覧表＞」、「●消臭 トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、嫌な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常に速いため、オゾンの強い酸化力により分子レベルで分解され消臭します。 また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染みついた臭いの除去にも効果があります。」及び「●シックハウス症候群 シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンによりギ酸と酸素に分解されます。 ギ酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。」 （別添写し1）

表示期間	表示媒体	表示内容
	自社ウェブサイトに掲載された「世界を活きた空気にする」と題する動画	・「j. a i rは、独自のイオン電極が、大量のマイナスイオンと微量のオゾンを発生させることにより空間に3つの効果をもたらします。」との文字の映像及び音声、「j. a i r」、「除塵」、「除菌」及び「脱臭」との文字の映像 ・「除塵」及び「マイナスイオンが室内に浮遊する、チリやホコリ、アレルギー物質とされる花粉、PM2. 5などの有害微粒子を0. 001ミクロンまで強力に除塵します。」との文字の映像及び音声、「＜タバコ粉塵除去性能＞」との文字の映像と共に、タバコ粉塵が98. 9%除去されたことを示すグラフの映像及び「＜花粉除去性能＞」との文字の映像と共に、花粉が93%除去されたことを示すグラフの映像 ・「除菌」及び「浮遊菌や付着菌、黄色ブドウ球菌、カビ菌など、各種細菌を短時間で除菌します。マイナスイオンとオゾンの併用により、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が10倍になることがわかりました。」との文字の映像及び音声、「除菌に対するオゾン効果一覧表」、「食中毒菌の除菌 大腸菌・セレウス菌・サルモネラ菌・腸炎ビブリオなどの除菌」、「インフルエンザウイルスの除菌 風邪やインフルエンザの原因であるウイルスを除菌する効果があります。オゾンが発生させることにより空気中のウイルスの増殖が抑えられます。新型インフルエンザ対しても効果が期待できます。 H1N1型インフルエンザウイルスが不活性化されることが証明されています。」、「院内感染の予防 MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などの黄色ブドウ球菌の除菌」、「O-157や新型肺炎（SARS） オゾンは、空気中に漂う浮遊菌や落下菌を除菌することができます。よって、病原性大腸菌（O-157）や新型肺炎（SARS）に対しても、有効な除菌効果および感染予防が期待できます。」、「カビの防止 床、壁、浴室などに発生、付着するカビに対しても、オゾンの強力な除菌力でカビ菌を死滅させ防カビ効果を発揮します。 また、ヌメリや黒ずみも抑えることができます。」との文字の映像、「＜ブドウ球菌に対する除去性能＞」との文字の映像と共に、ブドウ球菌が99. 9%除菌されたことを示すグラフの映像及び「＜ホルムアルデヒドに対する除去性能＞」との文字の映像と

表示期間	表示媒体	表示内容
		共に、ホルムアルデヒドが99.9%除去されたことを示すグラフの映像 ・「脱臭」及び「オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により、分子レベルで分解し消臭します。」との文字の映像及び音声、「脱臭に対するオゾン効果一覧表」、「消臭 トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、嫌な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常速いため、オゾンの強い酸化力により分子レベルで分解され消臭します。 また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染みついた臭いの除去にも効果があります。」、「シックハウス症候群 シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンによりギ酸と酸素に分解されます。 ギ酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。」との文字の映像、「＜硫化水素除去性能＞」との文字の映像と共に、硫化水素臭気が99.9%除去されたことを示すグラフの映像及び「＜アンモニア除去性能＞」との文字の映像と共に、アンモニア臭気が82%除去されたことを示すグラフの映像 ・「大量のマイナスイオンと微量のオゾンを発生させ 除塵、除菌、脱臭 あなたの空間を深呼吸できる空気に変えていきます。」との文字の映像及び音声 (別添写し2)
令和5年 4月20 日から同 年7月4 日までの 間	自社ウェブ サイト	・「まるで森の中にいるような、思わず深呼吸したくなる空気。j. a i rはそんな新鮮な空気をめざしました。 j. a i rにはフィルターやファンがありません。独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンを発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。 空気の汚れを吸い込んでキレイにする空気清浄機とは一線を画し、除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮する『空間清浄器』として、j. a i rが世の中の空気を変えていきます。」、「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度

表示期間	表示媒体	表示内容
		マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。 ▶PRODUCT」及び「PERFORMANCE j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。 ▶詳しくはこちら」 ・「SPEC」、「推奨使用面積 ～25畳」及び「マイナスイオン量 1000万個/cc以上」 ・「j. a i rは独自のイオン電極により大量の高濃度マイナスイオンと微量のオゾンが発生させ、空気中の塵や菌、ニオイ物質を積極的に捕らえる活動的な空気を生成。除菌・除塵・脱臭性能を高次元で発揮します。」、「除塵」、「除菌」及び「脱臭」 ・「大量のマイナスイオンによる化学分解で、室内に浮遊する塵やアレルギー物質とされる花粉、PM2.5などを強力に集塵します。」、「タバコ粉塵に対する除去性能」との記載と共に、タバコ粉塵が98.9%除去されたことを示すグラフ、「花粉に対する除去性能」との記載と共に、花粉が93%除去されたことを示すグラフ及び「<集塵の仕組み> ●浮遊している塵に対しては、マイナスイオンでマイナスに帯電させます。●床や壁はプラスに帯電していますので、マイナスに帯電された塵は床や壁にくっつきます。●一度、床や壁についた塵はマイナスに帯電されているため、J. a i rを稼働させている間は、再度舞い上がることはありません。」 ・「空間のウイルスを抑制するとともに、菌等の細菌を除去します。その効果は、マイナスイオンとオゾンの併用することにより、それぞれ単体で使用した時と比べ、除菌効果が飛躍的に向上することがわかりました。」、「菌Aに対する除去性能」との記載と共に、菌Aが99.9%除去されたことを示すグラフ、「菌Bに対する除去性能」との記載と共に、菌Bの数値が低減されたことを示すグラフ、「ウイルスCに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスCが99.9%除去されたことを示す

表示期間	表示媒体	表示内容
		すグラフ及び「ウイルスDに対する除去性能」との記載と共に、ウイルスDが99.9%除去されたことを示すグラフ ・「オゾンの脱臭効果は、悪臭を他の臭いでごまかしているだけの芳香剤とは違い、悪臭の素をオゾンの強い酸化力により分解し消臭します。」、「硫化水素に対する除去性能」との記載と共に、硫化水素臭気が99.9%除去されたことを示すグラフ、「アンモニアに対する除去性能」との記載と共に、アンモニア臭気が82%除去されたことを示すグラフ、「＜脱臭に対するオゾン効果一覧表＞」、「●消臭 トイレ、カビ、体臭、たばこ、新建材など、嫌な有機臭を分解して消臭します。中でも一番気になるトイレ臭は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、トリメチルアミンなどが主要成分です。これらの悪臭物質は、酸素原子との反応が非常に速いため、オゾンの強い酸化力により分子レベルで分解され消臭します。また、壁、天井、床、カーテン、クッションなどに染みついた臭いの除去にも効果があります。」及び「●シックハウス症候群 シックハウス症候群の原因で有害なホルムアルデヒド（ホルマリン）である場合、オゾンによりギ酸と酸素に分解されます。ギ酸は刺激臭のある物質ですが、オゾンでさらに酸化され炭酸に変化するので、消臭作用とともにホルムアルデヒドにも効果があります。」 （別添写し3）